

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東庄町	東城地区(小座・栗野)	令和3年3月26日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内(小座・栗野)の耕地面積	141.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	93.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	31.9ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	9.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	22.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.9ha
(備考) ④引き受け意向面積 水稻 5.5ha 畑 10.4ha	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区の農地について、アンケート回答のあった耕地面積の約65%が60歳以上の耕作者となっている。70才以上の耕作者でみると、面積はおよそ32haとなっていて、そのうちの後継者がいる農地は9.2haほどとなっている。アンケートの結果より、後継者がいない耕作者が77%となっていて、今後5～10年後には耕作者がさらに減少していくことが見込まれる。地域の農地を維持していくためには担い手の確保を地域ぐるみで検討する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の水田利用は、現在の耕作者ができるだけ現状維持で取り組むが、規模縮小やリタイアする時には、規模拡大の意向があった地域内の耕作者へ、条件にあう田を集積していく。地域内担い手だけではいずれ厳しくなる見込みのため、町や農業員会へ相談し、地域外からの耕作者の受け入れも促進していく。また、畑作についても地域の中心的経営体となる認定農業者等へ意向を確認して、自作地の隣地など担い手が耕作しやすい農地の集積、拡大を図っていく。耕作放棄地とならないために、地区外からの耕作者の受け入れも促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

